

被扶養者認定要件の制度改正（国内居住の要件追加）について

健康保険法第3条第7項の一部が改正され、令和2年4月1日より健康保険の被扶養者認定に際して「日本国内に住所を有するもの」であることが要件として追加されます。

ただし、留学生や海外赴任に同行する家族など、これまで日本で生活をしており、渡航目的に照らし、今後も再び日本で生活する可能性が高いと認められる場合は例外的に認定要件を満たすことになります。

現在、海外に居住している被扶養者で、今年度の被扶養者再認定調査（検認）において、改正後の要件を満たしていない被扶養者は、法律の施行日をもって扶養削除となります。

<国内居住要件を満たす人>

日本に住所（住民票）がある人

<国内居住要件の例外となる人>

日本に住所（住民票）がなくても例外として被扶養者となる人

<表1>

例外と認められる事由と必要な添付書類	
国内居住要件の例外事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生証明、婚姻証明等の写し
⑤ 上記以外の事由で日本国内に生活の基礎があると認められる者	トピー健康保険組合までお問合せください

※ 確認書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。



海外に居住している被扶養者の手続き

被扶養者認定要件の変更により、下記の手続きが必要となります。

認定状況	確認ポイント	届出書類
すでに被扶養者として認定中	日本国内に住所を有せず例外要件に該当しない ⇒ 令和2年4月1日で被扶養者から削除が必要	被扶養者異動届(削除) 被保険者証
	例外事由に該当する ⇒ 被扶養者を継続	被扶養者異動届 例外事由の添付書類 <表1>
4月1日以降、被扶養者へ申請する	例外事由に該当する ⇒ 被扶養者の申請可能 ※例外事由に該当しない場合は申請できません	被扶養者異動届 通常の添付書類 例外事由の添付書類 <表1>